

## 生駒市規則第 2 号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 2 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和 3 9 年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（一般競争入札の入札保証金）」に改め、同条第 1 項中「の規定による入札保証金は、その見積価格」を「に規定する入札保証金の額は、入札金額」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第 6 条中「規定による」を削り、「場合において」を「場合には」に改め、同条第 3 号中「これらをすべて」を「これを全て」に改める。

第 7 条中「呈示期間」を「提示期間」に改める。

第 8 条第 2 項中「契約保証金」の次に「（令第 1 6 7 条の 1 6 第 1 項に規定する契約保証金をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「場合においては」を「場合には」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「うえ」を「上」に改める。

第 1 2 条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「場合にあつては、前項の」を「場合には、前項の規定による」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「場合に」を「場合について」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「3 名以上」を「3 以上」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号まで」を「第 3 条第 2 項各号（第 2 号を除く。）」に改める。

第16条中「場合にこれを準用する。この場合、第6条」を「場合について準用する。この場合において、第6条第4号」に改める。

第17条第1項中「2名以上」を「2以上」に改め、同条第2項中「規定により随意契約によることができる場合」を「規則で定める額」に、「掲げる額の範囲内における場合」を「定める額」に改める。

第18条中「場合に、これを」を「場合について」に改める。

第19条第1項中「市長の」を「、市長の」に、「契約書に記名押印のうえ」を「、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。以下同じ。）の措置を講じ」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、「とき」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を講じないとき」を加える。

第19条の2の見出し中「契約書」を「契約書等」に改め、同条中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）」を加える。

第19条の3の見出し中「契約書」を「契約書等」に、「請書」を「請書等」に改め、同条中「場合においては、契約書」を「場合には、契約書等」に改め、「請書」の次に「又は請負内容を記録した電磁的記録の作成」を加え、同条第4号中「契約書」を「契約書等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定により請負内容を記録した電磁的記録を作成した場合には、電子署名の措置を講ずるものとする。

第20条中「仮契約書」の次に「又は仮契約内容を記録した電磁的記録」を加える。

第21条第1項中「令第167条の16第1項の規定による契約保証金（以下「契約保証金」という。）」を「契約保証金の額」に改める。

第 2 2 条各号列記以外の部分中「場合において」を「場合には、」に改め、同条第 3 号中「これらをすべて」を「これを全て」に改め、同条第 4 号中「確実な」を「、確実な」に改め、同条第 6 号中「随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ」を「第 1 7 条第 2 項の規則で定める額の範囲内で随意契約により契約を締結する場合において」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「とき還付しなければならない」を「後にこれを還付する」に改め、同項ただし書を削る。

第 2 4 条第 4 項中「場合にあつては」を「場合には、」に、「市長に述べなければ」を「検査調書等により市長に報告しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第 6 項中「場合においては、書面により」を「場合には、」に、「状況、結果」を「状況及び結果」に改める。

第 2 5 条第 1 項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第 2 項中「、地方自治法施行規則」を「地方自治法施行規則」に改める。

第 2 6 条中「場合においては」を「場合には」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「変更契約書」の次に「又は変更契約内容を記録した電磁的記録」を加え、同条第 2 項中「場合に」を「場合について」に改める。

第 2 9 条第 1 号中「責」を「責め」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（電磁的記録により作成する書類）

第 3 0 条 次に掲げる書類については、電磁的記録により作成することができる。

(1) 検査調書その他これに準ずる書面

(2) 見積書

（施行の細目）

第 3 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。